

## 非常事態宣言終了に伴う外出禁止解除及び非常態勢の継続

令和2年5月12日

●キルギス政府は、5月11日午前0時をもって非常事態宣言を終了し、より規制が緩和された非常態勢（3月22日に発令済み）を継続すると発表しました。これに伴い、午後9時から翌朝6時までの外出禁止例が解除され、第二段階の経済活動が再開（※1）されました。ただし、予定されていた公共交通機関（バス、トロリーバス等）の運行は延期されました。

●非常態勢下においても検疫・隔離措置等は継続されていますので、外出時にマスク着用が義務付けられており、違反すると最大5,000ソムの罰金となります。また、スポーツや公園の散歩等も禁止されているので注意が必要です。

●また、州を越境する移動は厳しく制限されているほか、ビシュケク市内を移動する際も身分証明書とルートシート（※2）の携帯が義務付けられています。移動目的も食料品店、薬局、医療機関、経済活動を許可された場所、親族訪問等に限定されているので、注意が必要です。今のところ、非常態勢の期限は定められていません。

### 【※1】

金融業及びその他のサービス業（マイクロファイナンス、保険業、不動産業、旅行代理店、外貨両替等）、生活関連サービス業（配管、電気設備、家電等の修理）、商業（店舗・市場での建材販売、自動車関連製品販売、衣料品販売等）。

### 【※2】

外出予定書。キルギス政府コロナ対策本部作成の「ルート・シート」に、英語表記を加えたものを当館HPに掲載。下記リンクからアクセスの上、印刷した後、必要事項を記載してご使用ください。

<https://www.kg.emb-japan.go.jp/files/100029045.pdf>